

2024年4月

お客さま各位

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

きらぼしライフデザイン証券株式会社

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービスの変更に伴い、本年4月15日（月）より「証券総合サービス約款集」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

新	旧
第13章 積立投資信託取扱約款 第6条 (金銭の払込み) (2)1 銘柄当たりの払込金の額は、 <u>1,000円</u> 以上 1,000円の整数倍の金額とします。	第13章 積立投資信託取扱約款 第6条 (金銭の払込み) (2)1 銘柄当たりの払込金の額は、5,000円以上 1,000円の整数倍の金額とします。

【2024年4月15日改定】

以上